

平成14年4月分から、国民年金保険料の納付先が市区町村から国（社会保険庁）に変わります！



国民年金保険料の納付書（振込用紙）は、社会保険庁から発行されます



納付書で納めている方

平成14年4月からは「社会保険庁の発行する納付書」で、お近くの金融機関や郵便局、社会保険事務所などでお納めください。



口座振替を利用している方

振替先が地区町村から社会保険庁に変わります。特別な申し出がない限り、引き続き同じ口座から振替られます。

※郵便局で口座振替を利用している方は、再度手続きが必要となります。



平成14年4月から、「半額免除制度」が始まります！

申請手続きは、市区町村の国民年金担当窓口で

免除の判定基準（平成14年4月から）

本人と配偶者と世帯主の前年の所得により判定します。

それ以外には、天災・失業・倒産・事業の廃止などを理由とするときに限られます。

便利です！ 保険料の納付窓口が広がります

平成14年度分の保険料から、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、社会保険事務所で保険料を納めることができるようになります。



■保険料の全額・半額免除機関は

| | 全額免除 | 半額免除 | 未納 |
|----------------------|--|--|---------------------|
| 老齢基礎年金を受けるための資格期間には | 受給資格期間に入ります。 | 保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります。 | 受給資格期間に入りません。 |
| 受け取る老齢基礎年金額は | 免除期間は年金額に3分の1が反映されます。 | 半額免除期間は年金額に3分の2が反映されます。 | 年金額に反映しません。 |
| 後から保険料を納めることは | 10年以内なら納めることができます。 (3年目からは当時の保険料に加算がつきます) | 10年以内なら納めることができます。 (3年目からは当時の保険料に加算がつきます) | 2年を過ぎると納めることができません。 |
| 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは | 保険料を納めたときと同じように扱われます。 | 保険料を納めたときと同じように扱われます。 | 年金を受けられない場合もあります。 |

注) 保険料の全額・半額免除は前年の所得を基準としますので、毎年申請が必要です。